

# 熊本県過疎地域持続的発展方針

令和3年度～令和7年度

令和3年（2021年）8月

（令和4年（2022年）11月改訂）

熊 本 県

# 目 次

<b>第 1 基本的な事項</b>	1
1 過疎地域の現状と課題	2
(1) 現状	2
(2) 課題	8
2 過疎地域の持続的発展の基本的な方向	9
(1) 持続的発展のための基本方針	9
(2) 持続的発展のための重点事項	9
<b>第 2 移住定住、地域間交流の促進、人材育成</b>	
移住定住、地域間交流の促進、人材育成の方針	11
1 移住定住の促進	11
2 地域間交流の促進	12
3 人材の確保及び育成	12
<b>第 3 産業の振興</b>	
産業の振興の方針	13
1 農林水産業の振興	13
(1) 農業の振興	13
(2) 林業の振興	14
(3) 水産業の振興	15
2 商工業の振興	16
(1) 商業の振興	16
(2) 地場産業の振興	16
(3) 企業の誘致対策	17
(4) 起業の促進	18
3 情報通信産業	18
4 観光産業の振興	19
5 港湾の整備	19
<b>第 4 情報化の推進</b>	
情報化の推進の方針	20
1 ICTを利活用するための環境整備	20
2 ICTを活用した課題解決と地域活性化	20
3 デジタル行政の実現	21

<b>第 5</b>	<b>交通施設の整備及び交通手段の確保等</b>	
	交通施設の整備及び交通手段の確保等の方針	22
1	道路の整備	22
	(1) 国道、県道及び市町村道	22
	(2) 農道、林道及び漁港関連道	22
2	交通確保対策	23
<b>第 6</b>	<b>生活環境の整備</b>	
	生活環境の整備の方針	24
1	水道、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設等の整備	24
	(1) 水道	24
	(2) 生活排水処理施設	25
	(3) 廃棄物処理施設	25
2	消防・防災施設等の整備	26
3	災害に強いまちづくり	26
<b>第 7</b>	<b>子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進</b>	
	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針	27
1	児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	27
2	高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	28
<b>第 8</b>	<b>医療の確保</b>	
	医療の確保の方針	30
1	過疎地域を支える医師の確保	30
2	へき地医療拠点病院等の運営支援、機能強化・拡充	30
<b>第 9</b>	<b>教育の振興</b>	
	教育の振興の方針	31
1	公立小中学校等の教育施設の整備	31
2	図書館その他の社会教育施設等の整備	32
<b>第 10</b>	<b>集落の整備等</b>	
	集落の整備等の方針	33
1	集落の維持・活性化	33
<b>第 11</b>	<b>地域文化の振興等</b>	
	地域文化の振興等の方針	34
1	地域文化の振興等	34
<b>第 12</b>	<b>再生可能エネルギーの利用の推進</b>	
	再生可能エネルギーの利用の推進に関する方針	35
1	再生可能エネルギーの導入推進	35
2	県民、事業者等における再生可能エネルギーの利用促進等	36

# 第1 基本的な事項

過疎対策については、昭和45年（1970年）の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、過疎地域における産業の振興や生活環境の整備など、総合的な過疎対策事業に取り組み、一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、過疎地域においては、全国的に、人口の減少、少子高齢化が依然として進展している。

本県においても、過疎地域の人口は、10年間で約8万人減少し、高齢者比率も県全体の31.1%を大きく上回り、41.1%に達するなど、人口減少・高齢化の進展により、集落機能は低下し、生活の維持が困難な過疎集落が多くなっている。

具体的には、住民生活における問題として、商店・スーパー等の閉鎖による生活必需品の買物困難者の発生、路線バスの廃止等による公共交通の利便性低下、医療提供体制の弱体化などが挙げられる。

また、産業基盤における問題として、働き口の減少や後継者不足による耕作放棄地の増大などが挙げられる。

一方で、過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、県土保全や食料供給、水資源涵養など、県民全体の安全・安心な生活を支える重要な多面的・公益的機能を有している。

さらに、東京圏への人口の過度の集中により、大規模な災害や新型コロナウイルス等による感染症被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

こうしたことを踏まえ、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組みといった過疎地域の課題解決に資する動きを加速させ、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年（2021年）4月1日に、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）」が施行された。

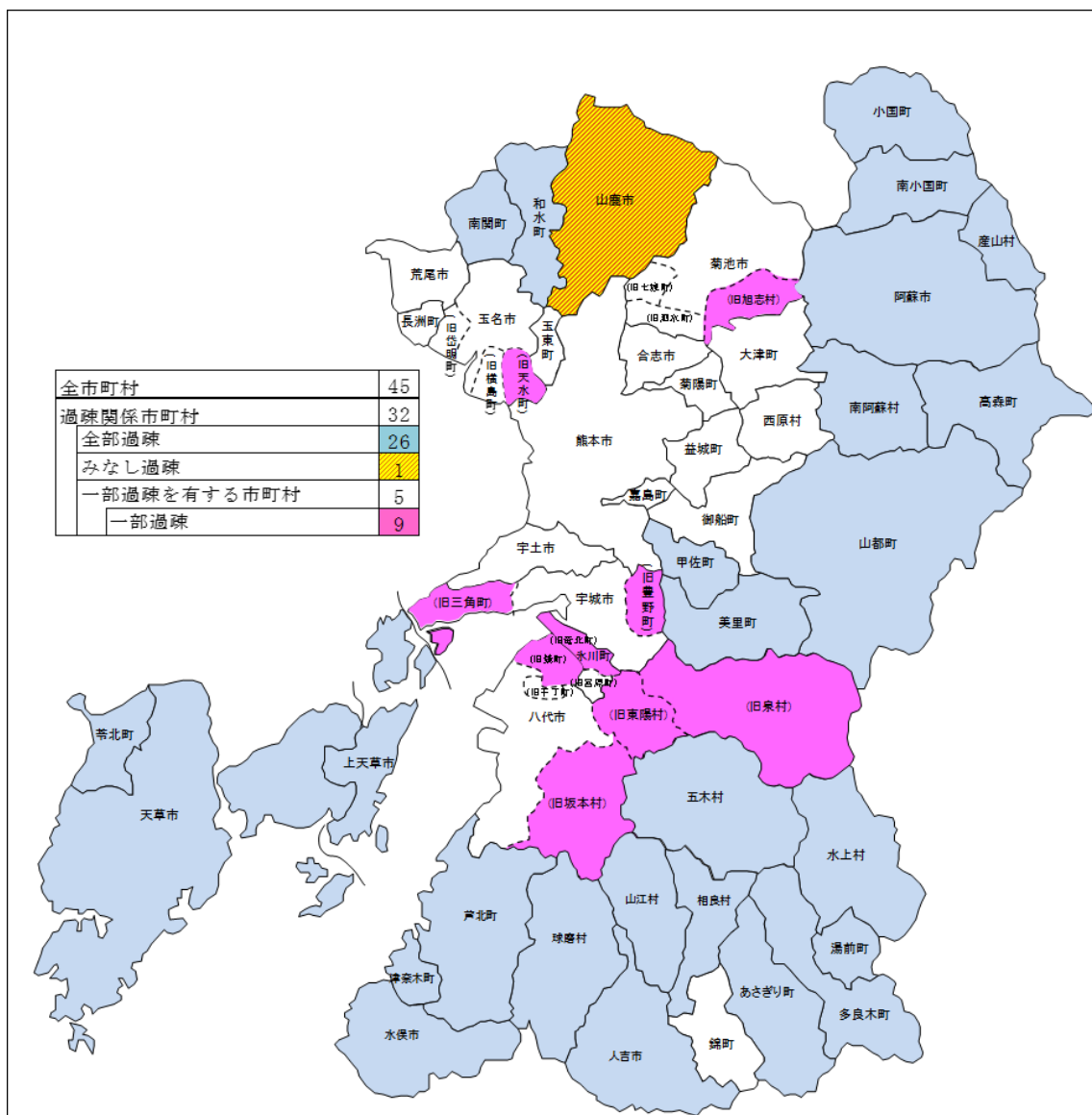
過疎地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現させるためには、引き続き、地域の実情に応じ、地域における創意工夫による積極的施策を実施し、総合的かつ計画的な施策を推進することが必要である。

本方針は、過疎法第7条の規定に基づき、県における過疎地域の持続的発展に向けた対策の大綱として、また、市町村が計画を定める際の指針として策定するものであり、その期間は令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5箇年間とする。

# 1 過疎地域の現状と課題

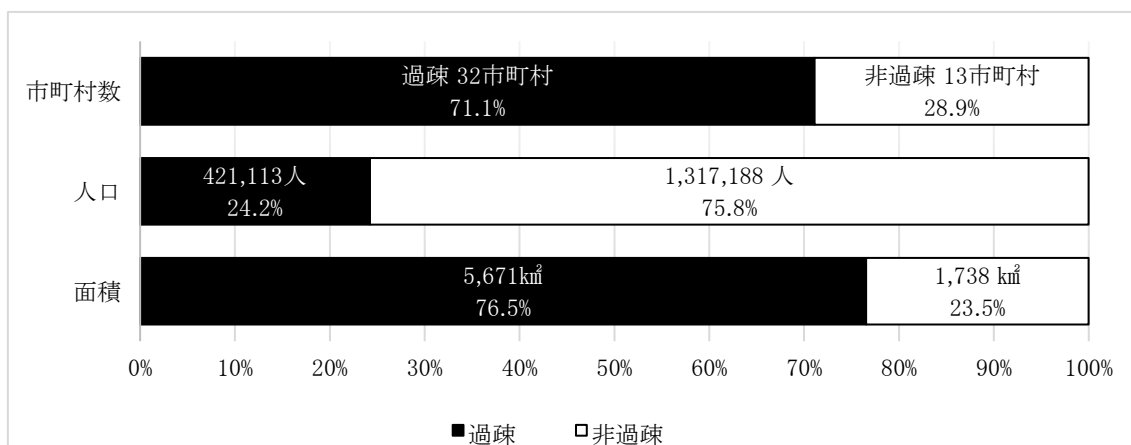
## (1) 現状

全部過疎 (過疎法第2条)	人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市、天草市、美里町、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
みなし過疎 (過疎法第42条)	山鹿市
一部過疎 (過疎法第3条)	八代市 (旧坂本村、旧鏡町、旧東陽村、旧泉村の区域) 玉名市 (旧天水町) 菊池市 (旧旭志村) 宇城市 (旧三角町、旧豊野町の区域) 氷川町 (旧竜北町)



本県における過疎関係市町村は、過疎法第2条に規定する市町村（以下「全部過疎」という。）が26市町村、過疎法第42条の規定により過疎地域と見なされる市町村（以下「みなし過疎」という。）が1市、過疎法第3条の規定により過疎地域と見なされる区域（以下「一部過疎」という。）が5市町9地域である。このため、過疎法の適用を受ける市町村は、県全体の71.1%（32市町村/45市町村）となっており、県内の過半の市町村において過疎法の適用を受ける状況である。

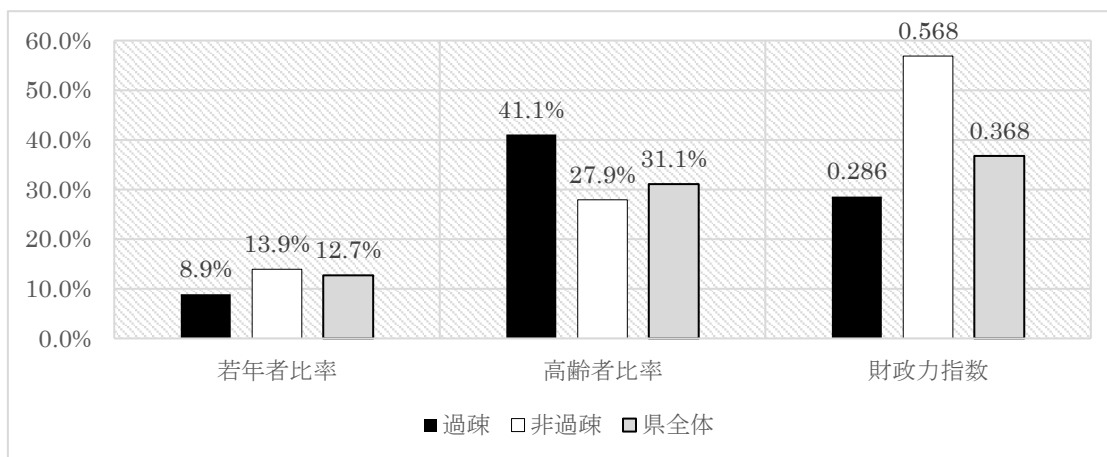
■ 過疎地域が全県に占める割合



※過疎市町村数は、令和4年（2022年）4月1日現在。

※人口及び面積のデータは、令和2年（2020年）国勢調査のデータにより作成。

■ 高齢者比率・若年者比率・財政力指数の比較



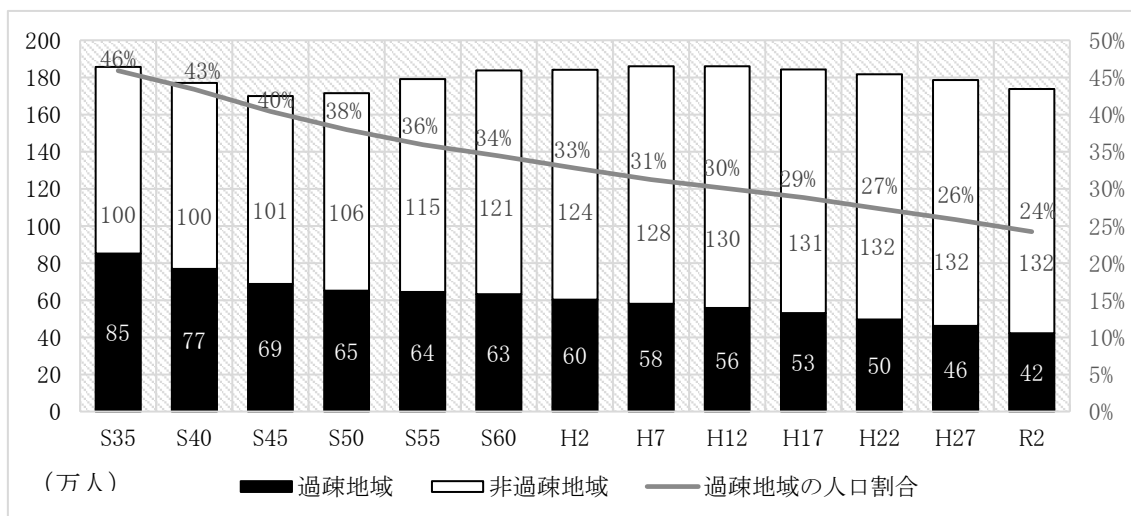
※若年者比率（総人口に占める15～29歳の人口の比率）及び高齢者比率（総人口に占める65歳以上の比率）は、令和2年（2020年）国勢調査のデータにより作成。

※財政力指数は、一部過疎地域（八代市、玉名市、菊池市、宇城市、氷川町）については、市全体の数値に基づく。

## ① 人口

本県の人口は、昭和45年（1970年）以降増加を続けていたが、平成7年（1995年）をピークに僅かながら減少している。一方、過疎地域の人口は、県人口が増加に転じた以降も減少が続き、平成22年（2015年）から令和2年（2020年）の10年間では約8万人減少しており、減少傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

### ■ 熊本県の過疎・非過疎地域の人口の推移



### ■ 人口の推移（国勢調査）

単位：人、%

区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
県全体	1,856,192	1,770,736	1,700,229	1,715,273	1,790,327	1,837,747
(対前回比)	-	-4.6%	-4.0%	0.9%	4.4%	2.6%
過疎地域	851,925	768,058	686,982	650,973	643,514	632,499
(対前回比)	-	-9.8%	-10.6%	-5.2%	-1.1%	-1.7%
非過疎地域	1,004,267	1,002,678	1,013,247	1,064,300	1,146,813	1,205,248
(対前回比)	-	-0.2%	1.1%	5.0%	7.8%	5.1%

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
県全体	1,840,326	1,859,793	1,859,344	1,842,233	1,817,426	1,786,170	1,738,301
(対前回比)	0.1%	1.1%	0.0%	-0.9%	-1.3%	-1.7%	-2.7%
過疎地域	603,694	581,264	558,303	530,648	496,724	461,541	421,113
(対前回比)	-4.6%	-3.7%	-4.0%	-5.0%	-6.4%	-7.1%	-8.8%
非過疎地域	1,236,632	1,278,529	1,301,041	1,311,585	1,320,702	1,324,629	1,317,188
(対前回比)	2.6%	3.4%	1.8%	0.8%	0.7%	0.3%	-0.6%

- 注) 1 過疎地域の人口は、令和4年（2022年）4月1日現在の過疎地域の公示状況による。  
 2 過疎地域の人口については、一部の区域が過疎地域とみなされている市町村については、その区域のみの人口を含め、非過疎地域の人口については、一部の区域が過疎地域とみなされている市町村については、その区域以外の人口を含め、計算している。  
 3 対前回比は、前回調査時の人口と比較して、計算している。

## ② 若年者人口

本県の過疎地域において、15歳以上30歳未満の人口が占める割合（以下「若年者比率」という。）は、令和2年（2020年）の国勢調査によると、8.9%であり、県平均の12.7%を下回っている。

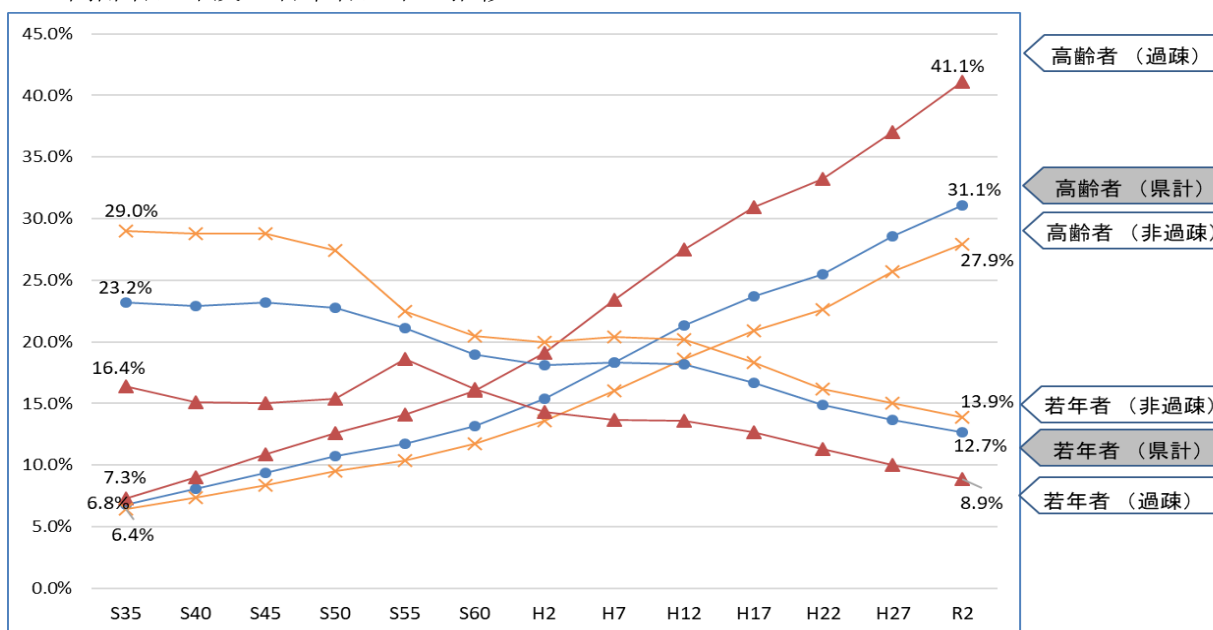
## ③ 高齢者人口

本県の過疎地域において、65歳以上の人口が占める割合（以下「高齢者比率」という。）は、令和2年（2020年）の国勢調査によると、41.1%であり、県平均の31.1%を大きく上回っている。

また、高齢者比率は、全ての過疎地域市町村で30%を上回り、同35%以上の過疎地域市町村は28市町村、同40%以上の過疎地域市町村は21市町村であり、地域の高齢化が一段と進んでいる。

（※一部の区域が過疎地域とみなされている市町村については、その区域のみの高齢者比率である。）

■ 高齢者比率及び若年者比率の推移



※過疎市町村数は、令和4年（2022年）4月1日現在。

※昭和35年（1960年）～令和2（2020年）国勢調査のデータにより作成。

なお、高齢者比率が若年者比率を上回るのは、県全体では平成7年（1995年）であるのに対し、過疎地域では昭和60年（1985年）の時点で高齢者比率が若年者比率を上回っており、少子高齢化の進展が過疎地域で早いことが分かる。



#### ④ 産業別就業者数

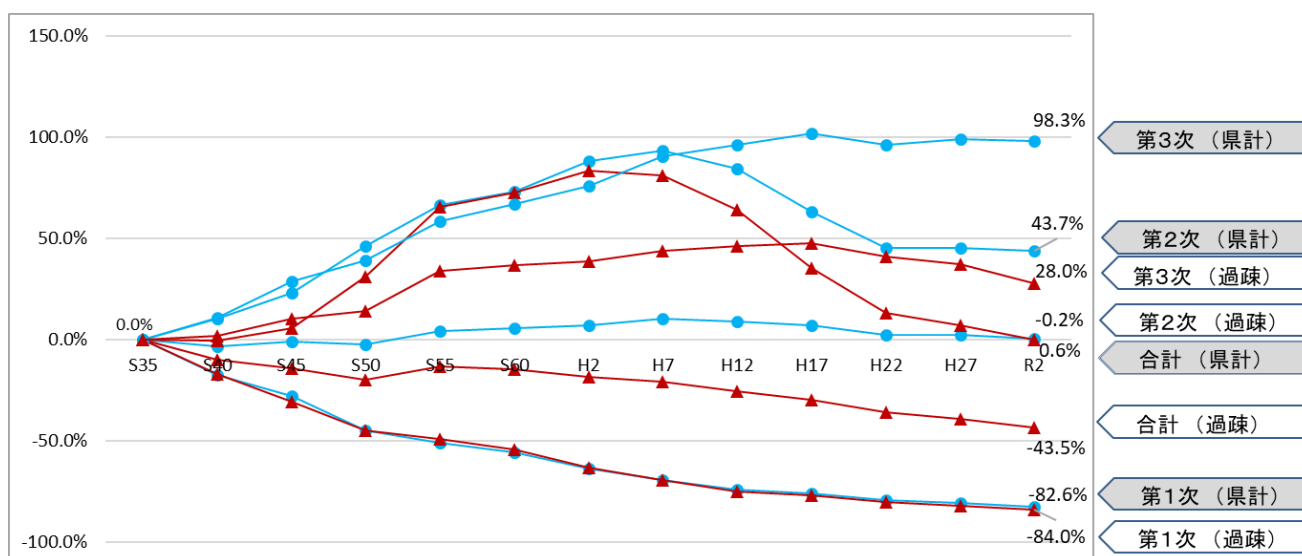
昭和35年（1960年）に比べて令和2年（2020年）の本県の就業者数は0.6%増加しているが、過疎地域では43.5%減少している。産業別で見ると、令和2年（2020年）の第一次産業の就業者数は、昭和35年（1960年）に比べて、県全体（△82.6%）、過疎地域（△84.0%）ともに著しく減少している。

しかし、令和2年（2020年）の第一次産業就業者数の県全体の構成比が8.8%に対して、過疎地域の構成比は17.3%と約2倍であり、過疎地域においては依然として第一次産業が大きな位置を占めている。

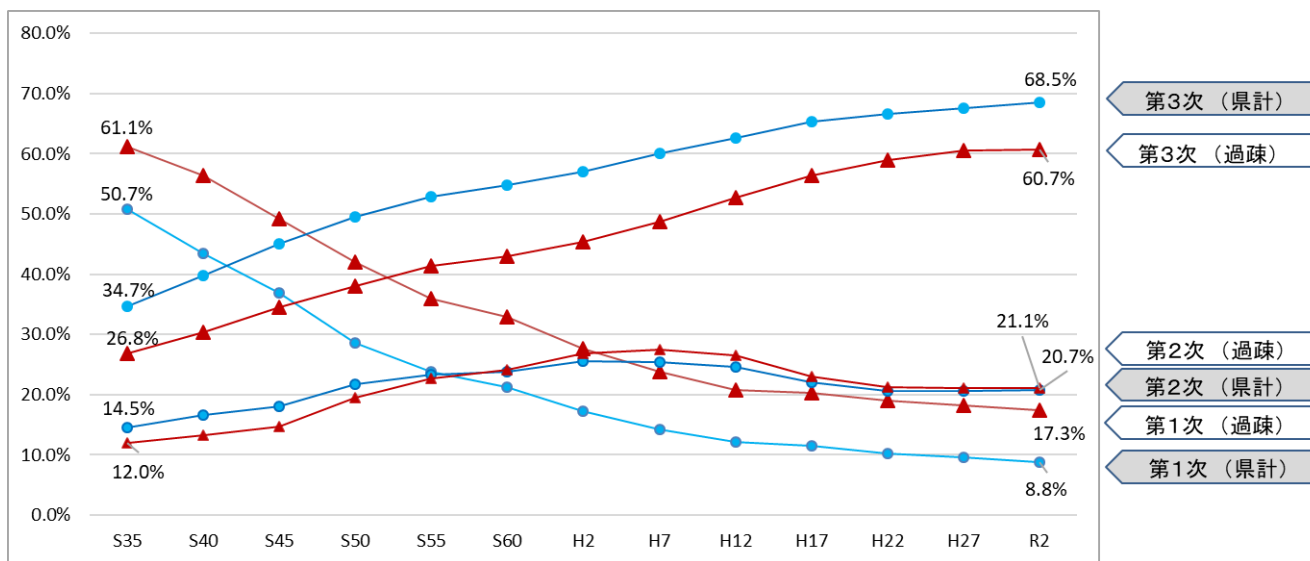
■ 産業分類の区分は次による。

第一次産業	A 農業，林業 B 漁業
第二次産業	C 鉱業，採石業，砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第三次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業，郵便業 I 卸売業，小売業 J 金融業，保険業 K 不動産業，物品賃貸業 L 学術研究，専門・技術サービス業 M 宿泊業，飲食サービス業 N 生活関連サービス業，娯楽業 O 教育，学習支援業 P 医療，福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

■ 産業別就業者数の増加率の推移（昭和35年（1960年）～令和2年（2020年）国勢調査による）



■ 産業別就業人口比率の推移（昭和35年（1960年）～令和2年（2020年）国勢調査による）



- 注) 1 分類不能なものがあるため、各項目の合計数が100%とはならない。  
 2 構成比については、小数第二位を四捨五入した数値を記載している。

## (2) 課題

過疎地域においては、人口減少による集落の小規模化、地域住民の高齢化により、集落機能の維持が困難となっている集落が増加している。

過疎地域の人口減少の一因となっているのが、若年者の都市部等への人口流出である。この要因として、近年の少子化傾向に加え、高等教育機関や就業の場が少ないことなどが考えられ、進学や就業等による都市部への人口集中傾向が続いている。

また、少子高齢化や若年者の人口流出等により生産年齢人口が減少する中、多くの産業で担い手不足や後継者不足が深刻化しており、地場産業や地域文化・地域コミュニティの停滞など、地域活力の低下が懸念される。

### ① 産業

高齢化が進み、担い手の確保や後継者不足による耕作放棄地の増加が大きな課題となっている。

また、地元で若年者が希望する就業の場が少なく、仕事を求めて都市部に転出する傾向が顕著であるため、産業振興とそれによる雇用の確保は重要な課題である。

### ② 社会基盤整備

これまでの過疎地域の振興対策により、道路整備や生活環境等の社会基盤整備は、ある程度の進捗を見せているところであるが、非過疎地域と比べると依然として遅れている状況にある。

社会基盤整備は、産業振興や定住促進、地域間交流促進等、様々な分野の基盤となるものであり、その充実を図ることが必要である。

また、公共施設においても、老朽化や人口減少等による利用需要の変化が想定されるため、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、時代に即したまちづくりを行っていく必要がある。

### ③ 安全・安心なくらしの確保

過疎地域は、地域的偏在により医療従事者や医療施設等が非過疎地域に比べて少なく、大きな地域格差がみられる。

そのような中、過疎地域の住民一人ひとりが安全・安心な生活を継続できる生活環境を維持・整備することが必要である。

特に、今後、過疎地域の高齢化がさらに進行することにより、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者等の増加も予想され、高齢者の医療・福祉サービス等を充実させることも必要である。

## 2 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

### (1) 持続的発展のための基本方針

本県では、令和3年(2021年)3月に「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略～新しいくまもと創造に向けて～」を策定し、「誰一人取り残さない」持続可能な「新しいくまもと」の創造に取り組むこととした。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、県民全体の安全・安心な生活を支える重要な多面的・公益的機能を有しており、近年においては、過疎地域への移住者の増加や、情報通信技術を利用した働き方への取組みといった、過疎地域の課題解決に資する新たな動きがある。

そのような社会の変容を好機と捉え、それらの動きを加速させるとともに、過疎地域の振興においても、「まち・ひと・しごと総合戦略」と同様、持続可能な地域づくりに取り組み、過疎地域がくらしの場として選ばれるような対策を講じていく必要がある。

そのため、過疎地域の子供や高齢者、障がい者など、誰もが安心して住み続けたいと思う熊本の実現を目指し、出会いから結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現するための環境づくりや、人口移動による社会減を抑制する取組みなどを行うとともに、引き続き、道路整備や生活環境の整備、医療・福祉、教育サービスなど地域における一定の生活基盤・水準の確保に取り組む。

また、人口減少、少子高齢化が進行している過疎地域においては、地域活動を担う人材の確保が必要であるため、人材確保に向けた取組みを進めるとともに、過疎地域に暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるよう、過疎地域の持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域力の更なる向上に取り組む。

さらに、熊本地震や令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた過疎地域においては、災害による人口流出を最小限に抑えるため、復旧・復興を早急に進めていくことが重要であり、住まいの再建や「なりわい」の創出等を促進し、新たなまちづくりや集落の維持、再生に向けた取組みを進める。

### (2) 持続的発展のための重点事項

上記基本方針を踏まえ、以下の視点をもって過疎地域の持続的発展に向けた振興策を展開する。

- ① 人材の確保、育成
- ② 持続可能な地域経済活動の実現
- ③ 安全・安心なくらしの確保

## ① 人材の確保、育成

地域活動を担う人材育成や市町村間の広域連携、県からの補完等による人材確保を図る。

- 地方への関心の高まりを好機と捉え、交流人口や関係人口の拡大を図り、過疎地域への人の流れが加速化するような効果的な移住定住施策を展開する。
- 地域づくりに主体的に取り組む団体への支援や、過疎地域のニーズに応じた専門人材の派遣等により、持続可能な地域づくりに必要な人材の育成を行う。
- 過疎地域のみで解決が困難なものについて、周辺市町村間の広域連携や民間活力の活用、県による補完など多様な選択肢の中から、過疎地域の実情に応じた持続可能な行政システムの構築に取り組む。

## ② 持続可能な地域経済活動の実現

地方への関心という世の中の流れを捉え、地域資源を活かし、持続可能な地域社会の形成及び地域力の更なる向上を図る。

- 過疎地域固有の地域資源を活用した産業の創出や企業誘致、観光商品の開発等を促進し、雇用の確保を図る。
- ICT、AI等の革新的な技術を最大限活用し、過疎地域の地域課題の解決や地域魅力向上を図る。

## ③ 安全・安心なくらしの確保

誰もが安心して住み続けたいと思う生活環境を確保するため、社会基盤等の整備を図る。

- 道路等の社会基盤の整備を推進する。
- 公共交通機関の維持及び確保に取り組む。
- 少子・高齢化が更に進むことを考慮し、医療・福祉、教育等の充実を図る。
- 災害に強いまちづくりを推進する。

## 第2 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

### 移住定住、地域間交流の促進、人材育成の方針

少子高齢化と人口流出が進む過疎地域においては、農林水産業や商工業等の産業活動、地域活動を担う人材不足が深刻化しており、地域の活力が減少することで地域としての魅力が低下し、更に人口が流出する負のスパイラルが見られる。このため、過疎地域においては、地域が必要とする人材を外から呼び込み、協働して地域づくりを行っていくことが必要であり、積極的に移住定住施策を展開し、この悪循環を断ち切ることが重要である。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の働き方や価値観、ライフスタイルが大きく変化し、それに伴い地方移住への関心が高まっている。この流れを的確に捉え、移住につなげるため、時機に応じ適切な移住定住施策を実施していく。

移住者数増加へ向けては、雇用、教育、医療、福祉、社会インフラ等、地域の総合力が重要であり、これらの環境整備と併せ、地域の魅力を最大限情報発信していく。

地域間交流については、都市部と過疎地域との交流を促進するため、多様なニーズに応える情報提供や受入体制の整備が必要であり、グリーン・ツーリズム等に関する情報を積極的に発信するとともに、交流を牽引する人材の育成、推進団体等の協力体制の整備を図る。

人材育成については、地域づくりに主体的に取り組む団体への支援や、過疎地域のニーズに応じた専門人材の派遣等により、持続可能な地域づくりに資する多様な人材の育成に取り組んでいく。

### 1 移住定住の促進

新型コロナウイルス感染症を契機として、テレワーク等新たな働き方が普及し、これまでにない地方移住への関心が高まっている。一方で過疎地域においては、人口流出に歯止めがかからず、多くの産業で人材不足が深刻化している状況が見られ、人材の確保が急務となっている。

このような状況に対応し、地域課題の解決と地域活性化を図るため、移住相談窓口の設置やオンライン移住相談等のきめ細かな対応と併せ、デジタル技術を活用した効果的な情報発信、空き家の利活用等地域の実情に応じた市町村の取り組みへの支援など、各種施策を着実に推進していくことで、過疎地域への移住定住を促進していく。

また、交流人口と定住人口の中間概念である「関係人口」の創出拡大についても、将来の移住へ向けた裾野を広げるため、市町村や関係機関と連携して取り組んでいく。

さらに、移住後も安心して住み続けてもらうため、定住のための相談窓口の設置や各種セミナーの開催等を通じて、定住支援を行う。

## 2 地域間交流の促進

近年、国民の価値観や生活様式の多様化により、生活空間としての「田園や農村」の再評価や余暇活動の要求が高まっている。

このような状況を踏まえ、人口の減少と高齢化が進む過疎地域が活力を取り戻し、都市部と過疎地域の交流促進を進めるためには、多様なニーズに応える情報提供や受入体制の整備が必要である。

また、都市住民の多様なニーズに対応できるよう、交流の牽引役となる人材育成に努めるとともに、地域ぐるみのグリーン・ツーリズム等の推進や推進団体の協力体制の整備を図る。併せて、遊休施設を活用した交流の拠点となる施設の整備を推進する。

さらに、非過疎地域、特に都市部住民との交流を進める中で、農業・農村が有する多面的機能を活かし、国土保全や災害防止、都市住民へのやすらぎや自然体験の提供の場など、多様な公益的機能についての啓発を行う。

## 3 人材の確保及び育成

人口減少や少子高齢化が急速に進展する過疎地域においては、地域課題解決に取り組む担い手の確保と人材育成が重要である。

そこで、集落支援員、地域おこし協力隊、特定地域づくり事業協同組合、地域プロジェクトマネージャー、地域活性化起業人等の制度を活用し、外部人材を確保するとともに、地域づくりに主体的に取り組む団体に対する支援や、過疎地域のニーズに応じた専門人材の派遣等により、持続可能な地域づくりに資する多様な人材の育成に取り組んでいく。

さらに、人口減少が進み、各地域の様相が多様化する中、過疎地域市町村では、フルセット型の行政サービスを提供することに限界が出てきている。土木技術職や保健師などの専門職について、単独市町村で確保することが困難な場合は、周辺市町村間の広域連携や民間活力の活用、県による補完など多様な選択肢の中から、過疎地域の実情に応じた持続可能な行政システムの構築に取り組む。

## 第3 産業の振興

### 産業の振興の方針

産業振興のための諸計画と整合を取りつつ、交流拠点や遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルの構築や、情報通信基盤を活用した新たな雇用の場の確保・充実等に取り組む。

基幹産業である農林水産業の振興については、PQC（価格、生産量、コスト）の更なる最適化による農林漁業者の所得向上を目指して「稼げる農林水産業」を展開するとともに、農業・農村の有する多面的機能（県土保全や水資源涵養、憩いの場の提供など）を維持・発揮させるための施策を車の両輪として展開していく。

商工業の振興については、市町村や商工団体、金融機関等の支援機関と連携し、豊富な地域資源を積極的に活用しながら、商工業者への支援や起業促進を図るとともに、地域の特性を活かした企業誘致を促進する。

このほか、観光・レクリエーション等の振興を行うとともに、港湾については、物流・人流への対応、環境整備や空間整備など港湾機能の充実を図る。

### 1 農林水産業の振興

#### (1) 農業の振興

過疎地域の農業・農村においては、地形勾配がきつく生産性の向上が困難なこと、農産物の消費地である都市部から遠いことなど、農業生産や流通の条件が不利である。このため、年々担い手が減少し、若年者を中心に地域からの人口流出、高齢化が進み、耕作放棄地の増加も見られる。また、近年鳥獣による農作物の被害が増加傾向にあり、営農にも悪影響を及ぼしている。

これらにより、農業・農村が持つ多面的機能の低下や過疎地域の活力低下を招いている。

このような過疎地域の農業・農村における課題を解決するため、生産基盤の強化を礎としたPQC（価格、生産量、コスト）の更なる最適化による農業所得の最大化の実現と、この取組みを実践する担い手への農地集積・集約化とともに、地域農業を支える人材を継続的に確保・育成していくことが重要である。

これらに加えて、魅力ある農産品の生産及びそれらの加工品づくりや流通・販売、農林水産業や農山漁村の多面性をさらに発揮させるための施策や、地域コミュニティ再生の支援などに取り組む。



具体的な対策としては、これまでの農地集積や生産・出荷施設の再編等の取組みを加速化させた上で、ロボット技術やICT技術等の新技術を最大限に活用し、栽培環境や飼育環境などの多種多様なデータを「見える化」することで、現場の実態に応じたスマート農業を積極的に推進する。

また、これらのスマート農業機器の導入やそのデータをフル活用することで、スマート農業による大幅な省力化や生産性の飛躍的向上、高品質な農畜産物の安定生産の実現を図り、地域全体での収益性向上に取り組む。担い手の確保・育成については、地域の経営資産と優れた農業技術を次世代に継承するとともに、外国人材等多様な人材を、農業を支える宝と捉え、「人財」総結集の仕組みを構築する。

なお、急傾斜地が多いなど、特に生産条件に恵まれていない中山間地域においては、農業を柱とした収入や複合的な収入による多様な所得を確保・増大することが重要である。そのため、経営の柱となる作物の生産力強化や収益が見込める新規作物の導入、地域の資源を活かした高付加価値化による所得確保を推進する。また、生産性向上のための農地の基盤整備と連携した農地集積を促進するとともに、地域営農組織の設立・法人化・多角化や人材の育成等に取り組むことにより、農業・農村の持つ多面的機能を将来にわたり多くの県民が享受できるよう、集落の共同活動を活性化させ、農業・農村における多面的機能の維持・発揮を図る。

また、ピーク時より減少しているものの依然として高い水準にある野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、「えづけSTOP！対策」を基本として侵入防止や捕獲を組み合わせ、地域の実情に応じた「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進するとともに、ジビエを地域資源として「くまもとジビエ」の利活用を推進する。

## （２）林業の振興

過疎地域を含む本県の人工林資源は成熟期を迎えているが、長引く木材価格の低迷等により、森林経営に無関心な森林所有者や所有者が不明な森林が増加傾向にあり、森林の効率的な整備に支障が生じている。

また、高齢化や過疎化の進行により林業の担い手不足は深刻な状況にあることに加え、担い手の受け皿となる林業事業者の経営基盤の脆弱性や新規就業者の定着率も低いなど、本県の森林・林業を取り巻く環境は厳しくなっている。

さらに、生産性の向上やコスト削減に不可欠な路網整備も遅れていることから、木質バイオマス発電や木材輸出の増加等の新たな木材需要の高まりもある中、木材の安定供給が懸念されているほか、シカによる食害や剥皮被害の被害区域は、九州中央山地からその周辺に拡散・拡大をしている。

一方、災害防止や水源涵養など、森林の果たす多面的機能に対する県民の関心は高く、また、地球温暖化の防止に係る森林吸収源対策としての森林に対する期待も大きいことから、引き続き森林の整備等を適切に実施していく必要がある。

このため、森林経営計画や森林経営管理制度の活用により、施業を面的にまとめる集約化を推進し、合理的な路網の整備、高性能林業機械の活用等により、高い生産性を確保し収益を上げるとともに、適切な経営管理が行われていない森林を市町村等に委ねることにより、森林の成長産業化と適切な管理の両立を図る。

また、森林施業を支える林業の担い手については、「くまもと林業大学校」を核として、新たな林業担い手の確保・育成や、林業就業者、林業経営者、自伐林家などの経営力向上等を支援し、“くまもとの森林を守り育てる”多様な人材確保に向けた取り組みを加速化する。

このほか、充実した森林資源を最大限活用し、木材産業の振興を図るため、住宅における木造化・木質化の推進に加え、非住宅分野における木材利用を推進するとともに、供給者と需要者の情報の共有化によるマーケットインの流通体制の整備を推進する。

併せて、木質バイオマスのエネルギー利用や木材輸出など、新たな木材需要の確保に向けた取り組みを推進するほか、シカをはじめとする有害鳥獣被害から森林を守るため、被害防止対策のほか、有害鳥獣捕獲等によるシカの個体数管理を進める。

なお、適正な森林整備や県産木材の利活用を通じて、森林の持つ公益的機能の維持増進、地球温暖化の防止や地域活性化への寄与について、広く県民に啓発するとともに、森林づくり活動への参加促進により、林業への理解を醸成する。

### **(3) 水産業の振興**

近年、赤潮発生が長期化するなど漁場環境の悪化により、漁場の生産力が低下し、漁業資源も減少している。さらに、輸入水産物の増加等により魚価が低迷し、併せて漁業就業者の高齢化や漁業後継者の減少など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このような中、地域の産業に占める水産業の割合が大きい過疎地域においては、水産業の低迷による地域の活力の低下が懸念されている。

当該地域においては、魅力ある水産業の振興を図るため、漁港施設の整備、増殖場・魚礁などの漁場の整備を進めるとともに、種苗放流や資源の適切な管理、藻場・干潟などの漁場環境の改善などによる水産資源の回復と持続的利用を図る。

また、漁協の合併を通じて、経営基盤を強化し、消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物供給体制を整備するなど、生産・加工・流通対策の強化を図る。

さらに、都市と漁村の交流や生活環境の整備などによる漁村の振興及びICTなどを活用した水産技術の開発・普及と試験研究等を通じて、水産物のブランド化や加工品づくり、直販や輸出促進の取組みを推進し、稼げる水産業づくりを実現して漁業者の所得の向上を図ることにより、活力ある漁村づくりに取り組む。

併せて漁業体験・マッチング就業定着支援・就業後の研修をワンストップで行うなど研修制度の充実により、新規漁業就業者の確保・育成に取り組んでいく。

## **2 商工業の振興**

### **(1) 商業の振興**

消費者ニーズや購買行動の変化、商圏内人口の減少、大型店の立地など、商店街をはじめとする地域の商店は、引き続き厳しい環境にある。

商店街は商業機能のみならず、地域のにぎわい創りや交流の場、コミュニティ機能の担い手としての役割も果たしており、地域活力の維持の面からもその活性化を図ることは重要な課題である。

そのため、県や市町村、商工団体等が連携しながら、商店街組織や住民団体等による地域の特性や資源を活かした活性化の取組みを積極的に支援していく。具体的には、商店街における利便性の向上に寄与する施設の建設や取得、来街者が安心して買い物ができるための防災・防犯への対応など、商店街の機能強化に係る環境整備事業を支援するとともに、地域の事業者等が連携して実施する商店街の活性化に資する取組みを支援する。

### **(2) 地場産業の振興**

地場産業は、雇用の確保など県民生活を豊かにする上で重要な役割を果たしており、本県経済の持続的な発展のためには、地場産業の成長が必要である。

しかし、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大、第4次産業革命による技術革新や少子高齢化に伴う労働人口の減少などによって社会環境は大きく変化しており、企業活動や県民生活に大きな影響が生じている。

特に過疎地域においては、平成24年（2012年）と平成28年（2016年）を比較すると、事業所数は27市町村で減少しており、従業者数は25市町村、製造品出荷額は7市町村で減少するなど、地場産業を取り巻く経済状況は、より一層厳しい状況にある。

そこで、本県では令和2年（2020年）12月に本県の産業政策の新たな指針となる「熊本県産業成長ビジョン」を策定し、官民一体となって、戦略的に取組みを推進することとしている。

具体的には、重点的な取組みとして、「①先端技術導入等による企業の稼ぐ力の強化」、「②熊本型イノベーションエコシステムの構築による新産業の創出」、「③本県の産業を支える人材の育成・確保」、「④海外展開・連携の促進による機会の拡大」を分野横断的に推進し、熊本の強みを生かした新たな産業の創出・魅力発信を促進する。

### （3）企業の誘致対策

過疎地域における企業誘致は、経済的な波及効果に加え、地域の雇用機会の拡大や若年者の定住促進等に寄与し、過疎地域の持続的発展に有効な手段である。

平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）の5年間の過疎地域における企業誘致件数は18件であったが、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）は30件と大幅に増加し、過疎地域の持続的発展に貢献している。

しかし、近年、企業は、生産拠点の集約化などを進めており、県内への企業誘致は国内外の競争激化により厳しい状況に置かれている。

そのため、補助制度の拡充等を行いながら、引き続き地域のバランスを考慮した企業誘致の促進を図るとともに、農林水産物の生産拠点でもある過疎地域の潜在的可能性を活かせる企業誘致を推進する。また、県と市町村間の連携強化を図り、企業動向等情報の共有をはじめ、誘致活動の協調実施、企業誘致連絡協議会による展示会活動など、効果的な立地PR及び広域的（圏域内市町村）な誘致活動等を積極的に推進していく。

さらに、コロナ禍において加速化した地方への人や企業の流れを的確に捉え、新たな産業創出に向け、補助要件の緩和等によりIT関連企業等のオフィス系企業の立地促進を図る。

また、令和2年7月豪雨により被災した球磨川流域市町村等においては、事業所等を新設又は増設等する企業に対し、補助要件等を優遇した「球磨川流域復興枠」を創設し、過疎地域を含めた誘致活動を進め、地方創生の推進を図る。

#### (4) 起業の促進

本県経済が持続的に発展していくためには、商業・地場産業の振興や企業誘致に加え、起業の促進による新たなビジネスの創出が必要である。

しかし、本県においては、平成28年度（2016年度）と令和元年度（2019年度）を比較すると、廃業率はほぼ横ばい（H28：3.1%、R1：3.0%）である一方、開業率は減少傾向（H28：5.6%、R1：4.3%）にある。

そのため、イノベーションを担う人材育成や起業家・経営者・研究者等のコミュニティ形成の推進、企業等の成長に応じた産学官金の連携による伴走支援を通じて、地域課題解決型ビジネスを含む創業や第二創業※1など、新たなビジネスチャンスの創出を促進する。

また、県内のインキュベーション（起業化支援）施設を活用して、新規創業者等に対し、事業スペースの提供やインキュベーションマネージャーの配置等の支援を行う。

さらに、起業等に関する相談や創業初期や新分野進出時の資金提供を行うとともに、投資家やビジネスパートナー等との出会いの場の開催を実施する。

※1 第二創業

既存企業が事業転換や新分野への進出等により新たな事業を行うこと

### 3 情報通信産業

情報通信産業は、県民生活や社会を支える重要な分野であり、人々の働き方やライフスタイルが大きく変化する中、その重要性は更に高くなっている。

一方、情報通信産業は大都市圏に集中しており、売上高の8割以上を三大都市圏が占めている。

特に過疎地域においては、人口減少・少子高齢化が非過疎地域より進んでおり、ICTを導入・利活用することで、雇用や生活の質、労働生産性の向上が期待される。

このため、本県では、県内の情報通信基盤の整備や、大規模な用地等が不要である利点を活かしたIT関連企業等の立地促進、地域企業の高度化・多様化等、情報通信産業の振興を図る。

## 4 観光産業の振興

観光産業は、宿泊、飲食、交通のみならず、農林水産やサービス等の分野に関わる裾野の広い産業であり、人口減少・少子高齢化が進展する中、地方において需要を生み出し、雇用を創出する「地方創生」の推進力として期待される。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の行動様式や価値観は大きく変容しつつあり、旅行客のニーズについても、旅行先の選定においては三密回避や「非接触」「個別」「分散」といったニューノーマル志向や、「地方」「自然」が重視されるなど、変化が生じている。また、昨今のDX（デジタルトランスフォーメーション）※2をはじめとするデジタル化やSDGs※3といった考え方・技術の進展等にも対応する必要がある。

そのため、本県では、「ようこそくまもと観光立県推進計画(2021-2023)」に基づき、「ニューノーマルを意識した『新しい観光スタイル』の実現」、デジタル技術等の積極的な活用による「災害に強く、安全・安心・満足度の高い観光地づくり」、次代の担い手育成など『地域産業を潤す観光立県』を実現する観光基盤づくり」に取り組み、過疎地域も含めた交流人口・関係人口の拡大を図り、観光産業の基幹産業化と持続可能な経済の発展を目指す。

※2 DX（デジタルトランスフォーメーション）

IoT やAI等のデジタル技術でヒト・コト・モノをつなぎ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

※3 SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年(2030年)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された。

## 5 港湾の整備

過疎地域には、重要港湾1港と、地方港湾12港がある。これら13港は、産業及び地域住民の生活を支えるものとして重要な役割を担っているが、物流・人流への対応、環境整備や空間整備など、求められている港湾機能の整備が不十分である。

重要港湾については、鉄道と船舶との交通結節点等としての港湾施設整備並びに歴史的価値を活かした観光拠点及び景観整備を促進する。

地方港湾については、生活物資や一次産品の搬出入、住民の通勤・通学など地域における大きな役割を持っており、地域住民の生活に密着している港湾機能の充実を図るとともに、緑地整備等によって豊かな空間を提供する。

## 第4 情報化の推進

### 情報化の推進の方針

ICTは急速な発展を続けており、情報通信基盤は、今や県民生活や経済を支える社会の重要なインフラとなっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の働き方や価値観、ライフスタイルが大きく変化しつつあり、テレワークの導入やイベントのインターネット配信等、社会全体における新たなICTの活用が求められている。

そのため、ICTをあらゆる分野で活用し、社会的課題解決に取り組み、合わせて災害や危機に強いまちづくりを行い、さらにデジタル化により高度化された行政を推進する。

#### 1 ICTを利活用するための環境整備

ICT等の利活用を支える超高速ブロードバンド基盤の整備については、国や市町村、民間事業者との連携により整備が進められているが、大容量のデータを安定的に通信することができるFTTH※4等の固定系基盤の利用可能世帯率で比較すると、令和元年度（2019年度）の過疎関係市町村では85.7%と、県全体の97.1%に比べて整備が遅れており、格差解消を図る必要がある。

そのため、あらゆる分野においてICTを利活用できるよう、引き続き、市町村や通信事業者と連携し、超高速ブロードバンドの未整備地域の解消や携帯電話エリア等の整備を進めていく。

また、自治体が提供しているインターネットサービスやケーブルテレビ、地上デジタルテレビ放送の転送サービス等については、災害時等においても確実に通信が確保できるよう、関係機関と連携してネットワークの強靱化を図る。

※4 FTTH：光ファイバーによる通信サービス

#### 2 ICTを活用した課題解決と地域活性化

過疎地域における買い物支援や生活情報の伝達サービス、医療・福祉・介護分野などのサービスにICTを活用し、地域の課題解決を図る。また、テレワーク等を活用した働き方改革やICT等を活用した生産性向上の取組みを推進し、地域の活性化を図る。

### 3 デジタル行政の実現

行政サービスを維持するためには、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、ICT等を活用して業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上に繋げていくことが求められているが、過疎地域においては、財源や人材の不足が大きな課題となっている。

そのため、あらゆる行政サービスを単独市町村が担うという発想を転換し、市町村間連携や県の補完などにより、情報システムの標準化・共通化やAI・RPA等を利活用した業務効率化を推進する。また、手続きのオンライン化やマイナンバーカードの普及促進などによる行政サービスの向上を図る。

さらに、これらのデジタル化によるメリットを県民が享受できるよう、高齢者を対象とした操作研修等のデジタルデバインド対策に取り組むとともに、地域情報化を担う人材の育成を図る。



## 第5 交通施設の整備及び交通手段の確保等

### 交通施設の整備及び交通手段の確保等の方針

交通施設の整備は、定住の促進や地域間交流の促進など、地域づくりの基盤になることから、将来にわたる地域の方向性を見据えた整備を図る必要がある。

国道等の道路整備については、日常生活拠点間の連絡を強化する道路整備を図るとともに、交通ネットワークを形成するため、圏域間の連携を強化する道路整備や地域連携軸の基盤となる交通体系の整備を推進する。また、既存道路施設の点検、適正な維持補修により施設機能を維持し、その効果の継続を図る。

農山漁村の快適な生活を支える農道や林道、漁港関連道については、地域の特性等を考慮し、計画的に整備を行う。

さらに、生活の利便性を確保するため、公共交通機関の維持・確保のほか、交通空白地域に対する取組みを支援する。

#### 1 道路の整備

##### (1) 国道、県道及び市町村道

過疎地域は、各地域の中核となる都市や高速交通拠点とのアクセス道路、日々の生活に不可欠な生活道路などの整備が遅れているところが多い。このため、広域的な道路網やそれに接続する地域内の国道、県道等幹線道路網の整備を中心に、道路交通体系の整備を進める必要がある。

国道、県道及び市町村道は、地域開発、地域生活の基盤であり、定住環境整備と密接に関係するとともに、災害時の避難路や緊急輸送道路となるため、過疎地域とその他の地域を結ぶ道路及び過疎地域内を連絡する道路を計画的に整備する。また、既存道路施設の点検と適正な維持、補修によりその効果を継続させ、地域生活の安定や地域振興を支える環境の維持を図る。

##### (2) 農道、林道及び漁港関連道

過疎地域においては、多くの農地が急勾配な地形にあり、分散している中、更に農道整備が遅れている状況であり、耕作放棄地増加の一因にもなっている。

林道や森林作業道等の林内路網についても、地形が急峻であることなどから林内路網の配置が平野部から谷沿いに限られている地域が多く、特に奥地林の路網整備が遅れている。

また、国道等の主要道路と漁港間のアクセス道路（漁港関連道）が未整備のため、漁獲物の流通や漁業資材の輸送について効率化が図られていない地域がある。

農道については、集落から農地や農業用施設へのアクセスが困難な地域において、通作条件を改善するよう整備を図る。

林業における重要な生産基盤である林内路網については、林業生産性の向上を図るため、低コスト化に向けた林道や森林作業道を効果的に組み合わせた林内路網整備を推進する。

漁港関連道については、漁獲物の流通及び漁業資材の輸送を効率化することにより、漁港機能の充実と漁業生産の近代化、併せて漁村環境の改善を図ることが可能となることから整備を行う。

## 2 交通確保対策

過疎地域については、更なる過疎化の進行やマイカーの普及等により、公共交通機関の利用者数が減少傾向にあり、地域住民の日常的な移動のための生活交通の運行維持・確保が課題である。

公共交通機関の維持・確保に加え、市町村が主体となるコミュニティバスや乗合タクシーの運行、スクールバス・福祉バスの活用、新たなモビリティ技術や法制度の活用など、交通空白地域における身近な交通手段の確保、住民の交通利便の確保を図るため、市町村に対する助言・支援を実施する。

また、民間を活用する交通確保対策として、非営利法人等が自家用車両で行う有償の移送サービスである福祉有償運送等の運営について、助言を行っている。

## 第6 生活環境の整備

### 生活環境の整備の方針

安全・安心な飲用水を安定的に確保するため、水道未普及地域の解消に努めるとともに、維持管理等についても効果的な体制を図る。

生活排水処理施設や廃棄物処理施設は、生活環境の改善や水質保全等の役割を担っており、健康で安全かつ快適な生活を送るうえで欠くことのできない基幹的施設であることからその整備を促進する。

消防・救急施設等については、その充実はもとより、地域の実情に即した消防・救急体制の確立を図り、災害等に強い生活環境を整備する。

また、これらの施設整備等については、新規整備のみならず、整備済み施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することで費用対効果の高い維持管理を実施するとともに、消防や救急の広域応援体制や災害時の要援護者対策等の防災力向上などに取り組む。

さらに、洪水や土砂災害等の自然災害対策、景観保全、水源保全等の観点に配慮しつつ、森林や水路等の保全活動、耕作放棄地の復元、ごみの分別活動やリサイクル活動等を支援する施策を検討していく。

### 1 水道、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設等の整備

#### (1) 水道

平成30年度（2018年度）末現在で、全国の水道普及率が98.0%であるのに対し、本県の普及率は88.1%であり、過疎地域においては85.8%とさらに低位である。

過疎地域の中には、生活用水に沢水や浅井戸を利用しているため、大雨時には水が濁り、飲用に適さない状況となることもあり、安全・安心な飲用水を安定的に確保していくことが困難な状況となっている。

また、中山間地域が多く、水道を敷設するための地理的条件に恵まれていないことから、事業主体である市町村は、水道施設整備に多額の費用を要することに苦慮しており、水道未普及地域の解消が課題となっている。

水道未普及地域に安全・安心な飲用水を安定的に給水するため、国庫補助制度等の活用による水道水源の調査や水道施設整備を推進し、市町村による水道水源開発の推進や水道施設の整備促進を図る。

また、水道の安定的な事業運営を図るため、簡易水道事業の統合による広域化や維持管理の委託等による事務効率化を推進し、経営基盤及び維持管理体制の強化を図る。

## （２）生活排水処理施設

過疎地域の生活排水処理対策については、非過疎地域に比べると大きく遅れており、下水道や農業・漁業集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設は必須の社会資本であることから、早急な整備が求められる。

また、人口集積度が低い過疎地域においては、下水道や農業・漁業集落排水といった集合処理施設よりも個別処理施設である浄化槽の比重が高くなる傾向がある。

生活排水処理施設については、生活雑排水処理ができず、水質汚濁の主要原因の一つとなっている単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、適切な維持管理が確保される公共浄化槽の設置を促進するなど、地域の実情に応じた効率的、効果的な整備手法を選定して計画的な整備を図る。

また、整備した生活排水処理施設について早期に効果を発現させるため、公共下水道については、接続率向上に向けた普及啓発を促進するとともに、個人設置型浄化槽については、清掃・保守点検・法定検査の実施など、適切な維持管理確保に向けた広報啓発を行う。

さらに、生活排水処理により発生する汚泥やその他内在するエネルギーについては、循環型及び低炭素を基調とした持続可能な社会の実現に向けて有効利用を図る。

## （３）廃棄物処理施設

家庭等から出るごみやし尿を処理する施設については、一部の市町村で近年新設や改修による整備を行っているものの、一方で小規模なうえ老朽化が進んでいる施設もあり、地方財政が厳しさを増す中、維持管理する市町村にとって施設改修等に係る費用が負担となっている。

ごみ処理施設については、適正な処理体制を見定めつつ、施設の集約化や他の市町村との連携等による広域的な取組みを推進し、国の交付金等を活用しながら、効率的かつ計画的な整備を進める。

し尿処理施設については、浄化槽や下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持を図るとともに、地域の実情や特性に合わせた経済的かつ効率的な手法による整備を進める。

## 2 消防・防災施設等の整備

複雑多様化する災害や高度化する救急業務に対応するには、消防力の強化が必要である。また、少子・高齢化や就業構造の変化に伴い消防団員が減少傾向にあり、その確保など、消防体制の確立を図る必要がある。

消防力の充実・強化については、市町村、消防本部と共に方策の検討を行い、消防・救急車両の更新をはじめ、災害対応の消防車両や高規格救急車の導入、耐震性貯水槽の設置等を推進する。

さらに、消防団については、施設等の整備や、基本団員及び大規模災害団員や女性消防隊員などの機能別消防団員の加入促進など、消防団の活性化を図るとともに、自主防災組織及び防火クラブ等と連携し、地域の防災機関が一体となった消防体制の確立を図る。

併せて、災害時の防災情報・避難情報の迅速な伝達を図るため、防災行政無線の充実・整備についても推進する。

## 3 災害に強いまちづくり

近年、豪雨、地震などによる自然災害が全国的に多発し、本県においても、熊本地震や令和2年7月豪雨などにより、現在も多くの過疎地域において、災害の復旧・復興に向けた取り組みが進められている。

被災者・被災地域の日も早い復旧・復興に向けた取り組みを進めるとともに、道路、河川、農林水産基盤等の整備や耐災化といった防災・減災、国土強靱化のためのインフラの強化のほか、「すまいの再建」や「なりわいの再建」等を促進し、災害に強いまちづくりや集落の維持、再生に向けた取り組みを進める。

また、県・市町村の防災・災害対応体制の強化と併せて自助・共助による地域防災力の向上を図る。

## 第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

### 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

過疎地域では、急速に少子高齢化が進行しており、地域における介護サービスの提供や疾病予防・介護予防の推進など、多様なニーズに応える介護・福祉サービスの基盤整備を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れる地域づくりを推進する。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域の誰もが集い、支え合う地域の拠点となる「地域の縁がわづくり」や地域での支え合い活動の普及を図る「地域の結びづくり」を進めるとともに、高齢者等の見守りの組織的なネットワーク体制の構築を推進していく。

さらに、若い世代の結婚や妊娠・出産、子育ての実現を阻む様々な要因を打破し、安心して子供を産み育てることができ、子供が健やかに育ち、豊かなこころを育むことができる地域社会を目指す。

また、地域における幼児教育・保育・子育て支援の充実を図り、地域の実情に応じた多様な子育て支援のサービスを総合的に進めるとともに、障がい児については、療育体制の充実を図る。

#### 1 児童その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

核家族化や共働き家庭の増加、さらに都市化・過疎化の進行により地域社会でのつながりが希薄化し、子育てに孤立感・負担感を感じる人が増加するなど、家庭や地域の子育て力が低下している。

また、少子化の進行は人口減少と高齢化を通じ大きな影響を及ぼし、地域の中の子供の数が減少する中、子供同士が、育ち会う機会が少なくなっており、子供の健やかな成長への影響が懸念される。

障がいのある子供たちについては、学校生活や社会生活を円滑に送るため、保護者を含む周囲の支援者が早い段階で子供の障がいの特性に気づき、地域療育センターなど専門機関に相談のうえ、療育等の支援につなげることが必要である。

仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの確実な提供に加え、教育・保育施設を利用する子供の家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子供を対象として、地域における多様なニーズに応えられるよう地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。

具体的には、子育て家庭に対する相談や子育て中の保護者が気軽に集い、語り合う地域子育て支援拠点の設置や、地域の関係機関・子育てグループ等の連携による地域の人材を活用した子育て支援、さらには、母子健康診査、訪問指導等の母子保健活動等の充実をはじめとして、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまで、切れ目のない支援と併せて、子育ての悩みにAIが答える「聞きなっせAI くまもとの子育て」の充実を図り、誰もが安心して子育てできる環境整備を行う。

加えて、すべての子供が輝く熊本の実現に向けて、地域においてそれぞれの立場で「子供のためにできること」に取り組む「肥後っ子の日」の普及啓発を図ることで、地域ぐるみで子供の育ちを支える機運の醸成などに取り組む。

また、障がい児や家族に対する支援として、療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制の充実を図るとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援の整備や支援の質の向上を図る。

## 2 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域においては、急速に高齢化が進行しており、生活習慣病への対応など、生涯を通じた健康づくりへの取り組みや、高齢者を地域全体で支える体制づくりに取り組んでいくことが喫緊の課題となっている。

近年は、要介護認定者数が年々増加し、中重度認定者の原因疾患として認知症が大きな割合を占めており、介護する家族の身体的・精神的負担も大きな課題である。

高齢化の進行に伴い、要介護認定率が上昇している中、健康寿命を延伸し、高齢者がいつまでも健康で社会との関わりを持ち、いきがいを持って生活できるようにすることが重要である。

そのため、機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチが重要であるため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進する。

また、住民自身が運営する通いの場などの活動を地域に展開し、身体を動かしたりする身近な場所での人と人とのつながりを通じて、「互助」の基盤となる場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

さらに、住み慣れた自宅・地域で、安心して暮らすことができ、併せて介護する家族の負担が軽減されるように、居宅サービスとその支援体制の充実を図るとともに、地域の介護を支える人材の確保等を推進する。

具体的には、子供から高齢者まで地域の誰もが集い、支え合う拠点としての「地域の縁がわづくり」の推進、中山間地域等における在宅サービス拠点等の基盤づくりや訪問看護の普及など地域包括ケアシステム構築の推進のほか、地域住民、老人クラブ、NPO法人等による地域での支え合い活動を普及する「地域の結びづくり」の推進や、認知症高齢者等が安心して在宅生活を続けられるように地域の様々な協力団体による見守り活動などのネットワークづくり、健康寿命の延伸に向けた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業等を推進する。

また、認知症介護については、認知症介護研修の充実や認知症サポーターの養成及び地域の見守り・支援活動の促進等、地域支援体制の構築を推進する。

さらに、介護保険施設等の整備については、今後の市町村や高齢者福祉圏域における高齢者人口の動向を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、市町村による地域密着型サービスを中心に整備を進める。

なお、介護保険施設や養護老人ホームについては、一人ひとりの個性や生活リズムを尊重した個別ケアを推進する。



## 第8 医療の確保

### 医療の確保の方針

過疎地域の医療の確保について、医師の派遣や医師修学資金貸与制度などの医師確保対策を推進する。また、医師が地域で安心して勤務しながらキャリアアップできる環境の整備や、医師の負担を軽減するためのバックアップ体制の構築を図る。

さらに、地域の中核的な病院等による過疎地域への支援や、病院間・病院診療所間の協力体制の構築、遠隔医療の環境整備をはじめとする新たなICTの活用等医師確保システムの構築や医師等の養成・確保、医師等の地域定着を図ることで、県全体の医療の確保を目指す。

#### 1 過疎地域を支える医師の確保

県内の医師数（平成30年（2018年）：5,091人）は、その6割が熊本市に集中しており、阿蘇圏域や上益城圏域などの過疎地域で少なく、大きな地域格差がみられる。

医師確保を推進するため、自治医科大学卒業医師の派遣や市町村の垣根を越えた広域的な医師派遣の調整、更に医師修学資金貸与制度を活用するとともに、医師等の地域定着支援として、病院内保育所整備や医師住宅整備支援を図り、医療を受けやすい環境づくりを推進する。

#### 2 へき地医療拠点病院等の運営支援、機能強化・拡充

過疎地域における診療は、内科や外科が中心であり、小児科、産婦人科、脳神経外科に加え、眼科、耳鼻咽喉科の特定診療科への対応が困難な状況にある。

過疎地域における医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院やへき地医療診療所の運営及び施設設備の整備に対する補助、へき地医療拠点病院からの計画的な医師の派遣等を行う。

## 第9 教育の振興

### 教育の振興の方針

核家族化や地縁の希薄化により、家庭の教育力が低下するとともに子育ての孤立化が進行している。

そこで、くまもと家庭教育支援条例に基づき、市町村と連携して保護者が親として学ぶ機会を提供するとともに保護者同士のつながりづくりを推進する。

過疎地域では、身近な環境に同年代の子供が少ないことにより教育環境に様々な制約を受けている。

このため、小規模校での教育や複式教育などに対応できるように、教職員の指導力の向上などを図る。

また、耐震性の確保や情報化の推進など教育環境の整備を図るとともに、情報機器等の維持管理や更新、余裕教室や学校統廃合に伴い廃校となった学校施設の有効活用を図る。

さらに、社会の形成者としての資質を身に付けるための教育・学習環境づくりや生涯にわたって自ら学習する環境づくりを推進する。

#### 1 公立小中学校等の教育施設の整備

過疎化・少子化による急激な児童生徒数の減少により、学校規模の適正化を図る必要がある。

また、良好な教育環境と安全性確保のため、教育内容・教育方法等の多様化、教育の情報化のほか、地域開放等に対応した施設の整備や耐震性の確保が必要である。

なお、統廃合により廃校となった学校施設の有効活用も課題となっている。

学校統合新設校はもとより統合が予定されていない学校においても、児童生徒の安全を確保するため耐震化（非構造部材）やバリアフリー化を行うとともに、教育内容・方法等の多様化のため、多目的スペースの整備を図り、校内通信ネットワークや端末等のICT機器の維持管理や時代の状況に応じた更新が必要である。

余裕教室については、児童生徒のために施設として利用するほか、地域と学校の連携の強化のためのスペース、社会教育施設等の学校外施設への転用を検討していく。

また、廃校施設も貴重な地域資源と位置付け、都市との交流や新たな産業、地域福祉等の拠点として有効活用を図る。

## 2 図書館その他の社会教育施設等の整備

近年、子供たちの体力低下や中高年の生活習慣病の増加など、体力や健康の問題が指摘されている。

また、県内の公立図書館の設置率は全国平均と比較して低い状況にあり、人口減少や高齢化が進む過疎地域においても、子育てしやすい環境づくりや生涯学習の推進の一環として読書環境の充実を図ることは重要である。

さらに、公民館等を、より開かれた施設とし、地域住民の生涯学習機会の充実や学習成果活用の場として拡充を図る必要がある。

このため、地域住民が参加・運営する総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民が生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりに努めるとともに、学校や地域の体育施設などの有効活用を図る。

公立図書館については、県と市町村との連携により新たな図書貸出・返却システムを構築するなど利用者の更なる利便性向上を図る。

また、市町村における生涯学習推進体制の整備・充実を促進し、学習活動の成果が地域づくりの中で生かされる環境づくりを図る。

多様化する生涯学習や社会教育に対して、様々な場所で開催されている講座の連携を図るとともに、指導者や生涯学習ボランティア等の人材の確保、養成を図る。

さらに、地域住民がいつでも、どこからでも様々な学習情報にアクセスできる体制の整備を進め、地域住民の学習機会の選択の幅を広げるとともに、生涯学習関係機関相互の情報共有化を図り、生涯学習に関する情報を一元化するためインターネット等を利用した情報提供システムの内容充実を図る。

## 第10 集落の整備等

### 集落の整備等の方針

人口減少による集落の小規模化や高齢化の進展により、集落機能が低下し維持困難な集落が増加する中、集落における生活機能を確保するため、過疎地域の持続的発展に必要な人材の育成や、ICT技術の活用等による地域課題に対応するための施策、日常生活支援など、集落の維持・活性化に資する取組みについての支援を行う。

#### 1 集落の維持・活性化

過疎地域は、コミュニティ組織を核として、伝統・文化の継承や様々な地域づくりに取り組んできた。

しかし、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面している。

このため、集落の維持・活性化について、住民自身が集落の現状を知り、集落の問題を自らの課題として捉え、集落の将来像を描いていく必要がある。

持続可能な地域を構築し、今後も集落を維持していくため、集落生活圏における、買い物支援や生活交通の維持・確保、ICTを活用した新たな取組みなど、住民が住み慣れた地域に住み続けることができる仕組みづくりを行う。

また、地域の限られたマンパワーとNPO法人や地域づくり団体など多種多様な活動組織を活用した地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組み作りや、集落支援員制度、地域おこし協力隊の派遣制度等について、市町村に情報提供を行うなど、地域のニーズに合った施策を行っていく。

次に、国庫補助制度等により、過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組みの支援を行う。

さらに、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、地域の実情に応じ、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等について市町村に情報提供を行うなど、地域のニーズに合った施策を行う。また、人口減少や高齢化が加速する過疎地域において、拠点機能が集約された集落へのサービス付き高齢者向け住宅の立地を促すなど、必要となる既存の施設を活用し、複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」づくりを推進する。

## 第 1 1 地域文化の振興等

### 地域文化の振興等の方針

県内には、熊本の宝と言える多彩で貴重な文化や文化財が数多く残っている。過疎地域においても、古くから豊かな歴史・文化が育まれ、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出された貴重な文化財や特色ある地域文化が残されている。

しかし、少子高齢化の進行により、それらが消滅の危機にあるとともに、文化財の管理や継承を担う人材の不足も深刻な状況にある。そのため、過疎地域における固有の文化、伝統及び文化財を守り、活かすための取組みを充実させ、次世代への継承を推進する。

#### 1 地域文化の振興等

過疎地域における文化財や地域文化は消滅の危機に瀕しているものが数多くある。そのため、それらの所在、内容及び価値に関する調査を実施して保存を図るとともに、その活用を進め、少子高齢化の進行により衰退する地域の活力を取り戻す取組みを推進する。

文化財や地域文化を守るためには、地域住民や次世代を担う子供たちに「文化財を守りたい」という意識を持ってもらうことが重要であることから、その意識の醸成を図る。

特に、地域コミュニティの維持や活性化において重要な役割を果たす祭りや年中行事等の無形民俗文化財は、人口減少や担い手の高齢化によって存続が危ぶまれる地域が増加しているため、各地域の伝統芸能（祭り・行事）を受け継ぐ後継者等の実態を把握し、それらを次世代に継承していく取組みを推進する。

また、「熊本県芸術文化祭」、「くまもと子ども芸術祭」、アートキャラバン、体験ワークショップによる文化活動への参加、体験、鑑賞の機会の提供や、地域の文化財や地域文化の情報発信により、伝統文化の継承や担い手の育成を推進する。

## 第12 再生可能エネルギーの利用の推進

### 再生可能エネルギーの利用の推進に関する方針

過疎地域をはじめ県内各地域に甚大な被害をもたらした九州北部豪雨（2012年）や令和2年7月豪雨（2020年）など、全国的に頻発する豪雨の背景には、地球温暖化の影響があると懸念されている。

こうした豪雨災害の経験等を踏まえ、地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な地域づくりを進めるため、「2050年県内CO2排出実質ゼロ」の実現に向け、再生可能エネルギーの利用推進等の地球温暖化防止対策に重点的に取り組む。

#### 1 再生可能エネルギーの導入推進

本県は、令和元年（2019年）12月に、国に先駆けて「2050年県内CO2排出実質ゼロ」を宣言した。

一方、本県の過疎地域においては、豊かな水や緑、地形等の地域特性に応じて、太陽光、風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマスなど多様な再生可能エネルギー資源が県内でも特に豊富に存在する。県全体では消費エネルギーの1.6倍の再エネ利用可能量があり、そのポテンシャルを活かすことができれば、例えば、球磨、阿蘇、天草地域等では、エネルギー自給のみならず、他地域に再エネを販売することができ、過疎地域の経済的自立の一助ともなり得る。

しかしながら、現状では、県外資本による再エネ開発が多いことから、地域への経済的メリットが十分ではなく、また自然環境や景観等への影響への懸念から、再エネ施設の立地に際してトラブルとなるケースも起きている。

本県の過疎地域の豊かな再エネポテンシャルを地域の経済的自立につなげ、また県・国が目指す2050年カーボンゼロに貢献するために、県内主体による再生可能エネルギー普及の取組促進や、県外主体による再エネ開発の地域共生型への誘導を図る。

そのために、令和2年（2020年）12月に策定した「第2次熊本県総合エネルギー計画」に基づき、令和2年7月豪雨からの創造的復興をめざす球磨地域におけるバイオマス・小水力・陸上風力・営農型太陽光発電の導入推進や、阿蘇地域における自然景観と調和した地熱・温泉熱発電の導入推進、天草地域における風力導入に向けた取組み等を行う。

その際には、「県民による、県民のための再エネ発電所」をめざす『くまもと県民発電所構想』に基づき、地元事業者や団体による事業化を促進するとともに、県外事業者による地域貢献の仕組みづくりなどを行う。

また、改正地球温暖化対策法に基づく再エネ促進区域制度を活用し、自然環境等と共生した再エネ施設の立地を誘導するためのゾーニング等を行う。

## 2 県民、事業者等における再生可能エネルギーの利用促進等

再生可能エネルギーの利用促進を含め、「2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」に向けた取組みを着実に進めるには、県民、事業者、各種団体、行政機関等、あらゆる主体が自らの行動と環境との関係を自覚し、環境への負荷が少ない行動を選択し継続することが求められる。

そのため、環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図る県民運動の推進等により、県民や事業者における再生可能エネルギーの利用促進等を図る。

特に、令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた持続可能な地域の実現に向け、再生可能エネルギーの導入推進等によるゼロカーボン先進地の創出を目指す。

なお、県庁の率先行動として、県有施設において再生可能エネルギー比率の高い電力の調達を行うとともに、防災機能強化の視点も加え、球磨川流域に位置する県有施設における太陽光発電設備、蓄電池等の導入検討を進める。